

第2次東松山市子ども読書活動推進計画

令和4年度～令和8年度

(2022年度～2026年度)



東松山市教育委員会

はじめに

東松山市教育委員会では、第2期東松山市教育大綱で示した基本理念である「人と地域がつながり 豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」の実現に向け、令和3年1月に「第2期東松山市教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、子どもたちが心を豊かにし、また、確かな学力を身に付けられるよう、読書活動の推進に取り組むこととしています。

子どもの読書活動の推進については、平成29年3月に「東松山市子ども読書活動推進計画」を策定し、これまでにブックスタート、読書通帳、学校司書の配置など、様々な取組を進めてきました。

一方、近年は情報メディアの急速な普及・発達により、子どもを取り巻く環境が著しく変化しています。インターネットで容易に情報を入手できるようになった反面、真偽の分からない情報に触れる機会も増えています。こうした中、多種多様な情報を正確に読み取り、また、情報を活用して課題を解決していく力を身に付けていく上でも、子どもの頃から多くの本を読む経験を積み重ねていくことの重要性は、今後ますます高まっていくものと考えられます。

この「第2次東松山市子ども読書活動推進計画」は、第1次計画の期間終了に伴い、これまでの成果と課題を踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間として策定したものです。

今後は、この計画に基づき、家庭・地域・学校が一体となり、子どもたちの読書活動が一層活発になるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました東松山市図書館協議会委員及び東松山市子ども読書活動推進懇談会参加者の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年2月

東松山市教育委員会

目次

ページ

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景・目的	1
2	計画の性格と位置付け	2
3	計画の対象範囲	3
4	計画の期間	3
5	関係機関	3
第2章	読書の現状と課題	4
1	第1次計画（平成29年度～令和3年度）の目標達成度	4
2	「東松山市子どもの読書アンケート」の結果	7
第3章	基本方針・施策体系・進行管理	10
1	基本方針	10
2	施策体系	11
3	進行管理	12
第4章	読書活動推進のための具体的な方策	14
I	家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ機会 の提供と環境の整備・充実	14
1	乳幼児を対象とした取組	14
2	小学生を対象とした取組	18
3	中学生・高校生を対象とした取組	24
4	読書活動に支援が必要な子どもたちへの対応	27
II	子どもの読書活動の啓発・普及	28
1	「子ども読書の日」を中心とした啓発	28
2	読書活動に係る情報収集・提供	29
参考資料	子どもの読書活動の推進に関する法律	30
	東松山市子ども読書活動推進懇談会開催要綱	33
	策定経過	34
	東松山市図書館協議会委員名簿	35
	東松山市子ども読書活動推進懇談会参加者名簿	35

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

東松山市では、平成29年3月に「東松山市子ども読書活動推進計画」(平成29年度～令和3年度)を策定し、子どもが読書に親しむ機会の提供や環境の整備に努めてきました。

一方で、子どもの日常生活は質的に変化しています。例えば、埼玉県学力・学習状況調査によると、普段(月～金曜日)、「1日に2時間以上、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしている(ゲームは除く)」子どもの割合は、平成29年度は小学校5年生9.4%、中学校2年生25.4%だったものが、令和3年度はそれぞれ15.7%、35.3%に増加しています。また、「1日に2時間以上、テレビゲーム(携帯式ゲーム等を含む)をしている」子どもの割合は、平成29年度は小学校5年生27.8%、中学校2年生37.9%だったものが、令和3年度はそれぞれ38.3%、46.7%に増加しています。

こうした中、子どもが読書に親しみながら成長できるような取組を推進していくことは、今後、ますます重要になっていくと考えられます。

この「第2次東松山市子ども読書活動推進計画」(令和4年度～令和8年度)は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後、子どもの読書活動をより一層推進していくことを目的として策定したものです。



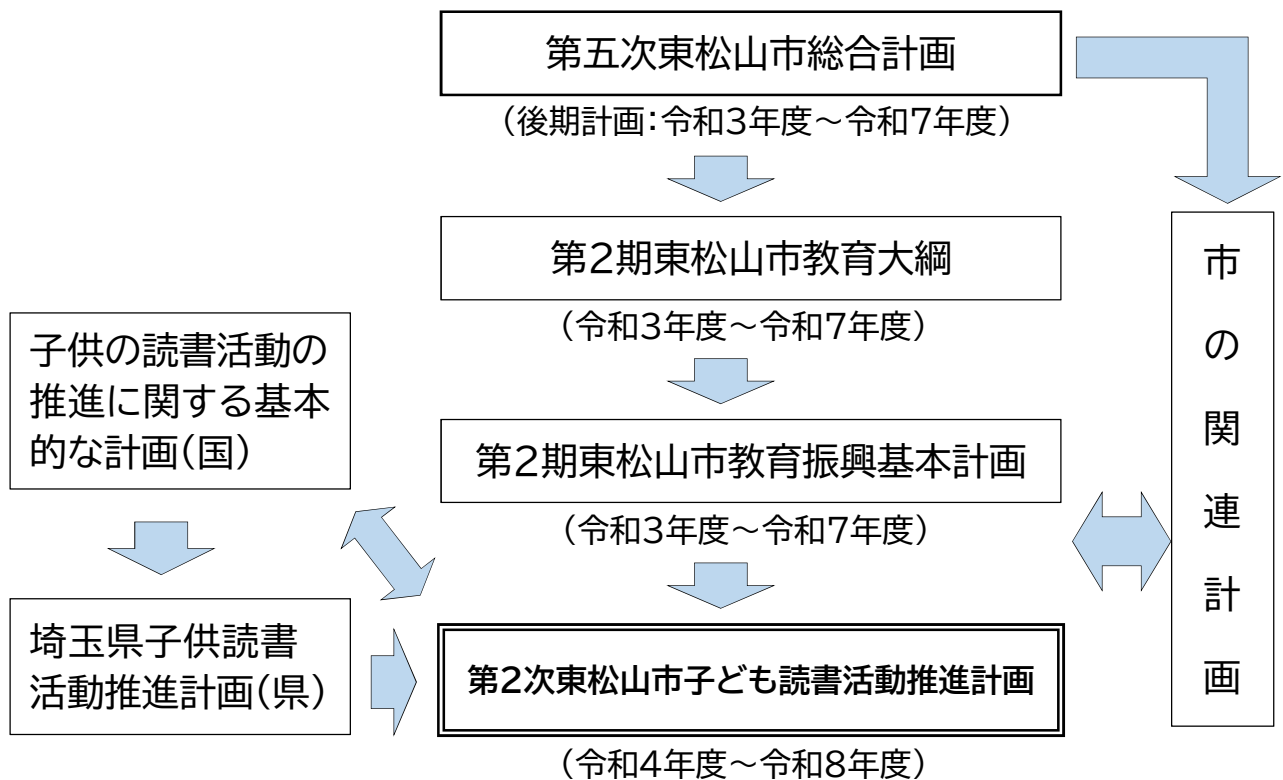
第1章 計画策定の趣旨

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行) 第9条第2項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」であって、これまでの「東松山市子ども読書活動推進計画」(平成29年度～令和3年度)を引き継ぐ計画として策定したものです。

また、本計画は、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県が策定した「埼玉県子供読書活動推進計画」を基本とするとともに、「東松山市総合計画」、「東松山市教育大綱」及び「東松山市教育振興基本計画」を上位計画とし、その他の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

◇計画の関連図



3 計画の対象範囲

本計画は、おおむね18歳以下の子どもを対象とします。

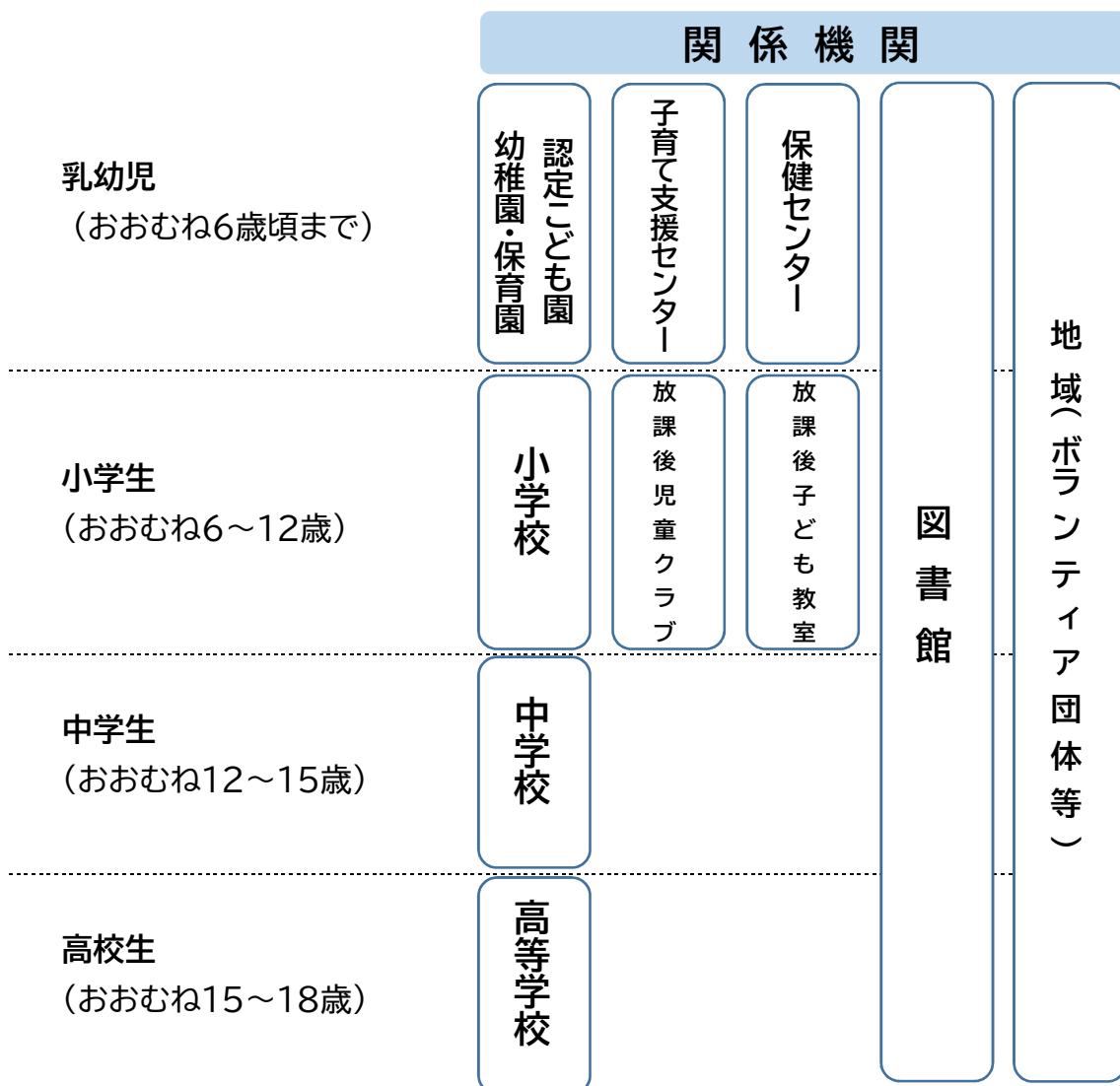
4 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までを期間とする5年計画です。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

5 関係機関

本計画は、子どもの発達段階に応じて、読書活動推進の働きかけを行うそれぞれの関係機関が連携しながら推進するものとしします。



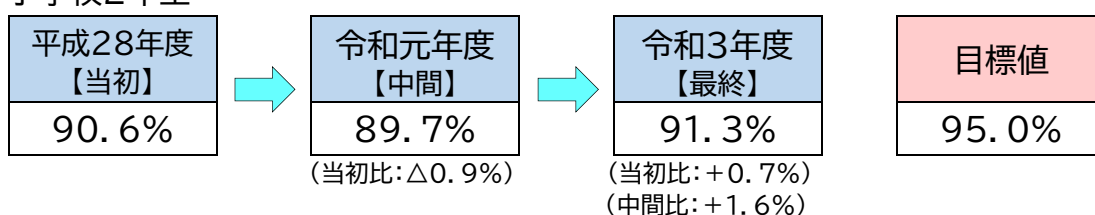
第2章 読書の現状と課題

1 第1次計画(平成29年度～令和3年度)の目標達成度

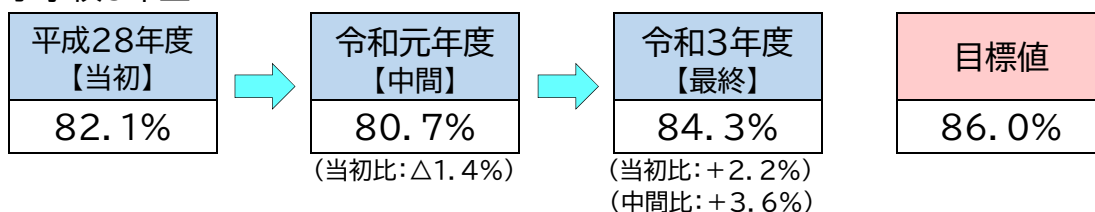
第1次計画における数値目標(4項目)の達成状況は、次のとおりです。

〈数値目標1〉本を読むことが「好き」又は「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合(市立図書館調査「東松山市子どもの読書アンケート」より)

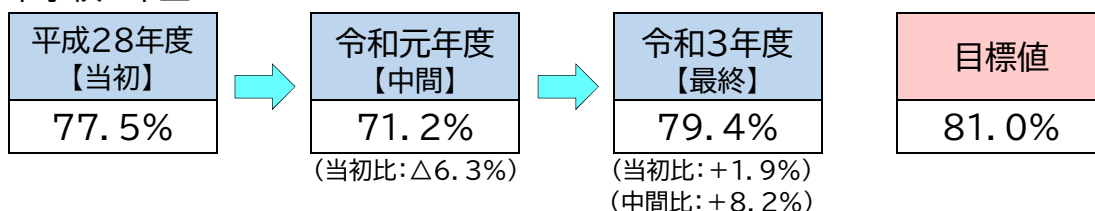
小学校2年生



小学校5年生



中学校2年生



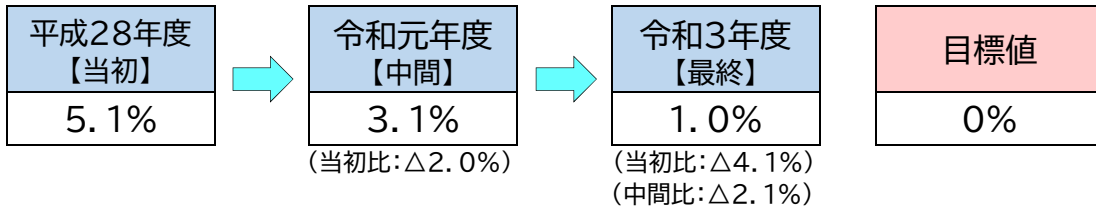
いずれの学年も、計画期間の中間にあたる令和元年度に実施したアンケートでは、本を読むことが「(どちらかといえば)好き」と答えた割合が当初より減少しましたが、令和3年度では、当初より、小学校2年生は0.7%、5年生は2.2%、中学校2年生は1.9%増加しました。しかしながら、いずれの学年も、目標値(5年間で5%程度の増加)には至らなかったことから、子どもたちへの働き掛けが十分ではなかったものと考えられます。

なお、令和元年度から令和3年度にかけて、小学校2年生は1.6%、5年生は3.6%、中学校2年生は8.2%と割合が増加していることは、新型コロナウイルスの影響による生活の変化に留意する必要があるものの、第1次計画の期間に開始した様々な取組の効果が表れてきたと捉えることもできます。

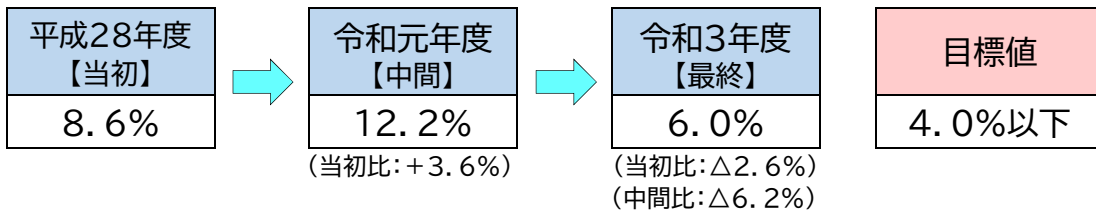
〈数値目標2〉 1か月間の読書冊数が0冊の子どもの割合

(市立図書館調査「東松山市子どもの読書アンケート」より)

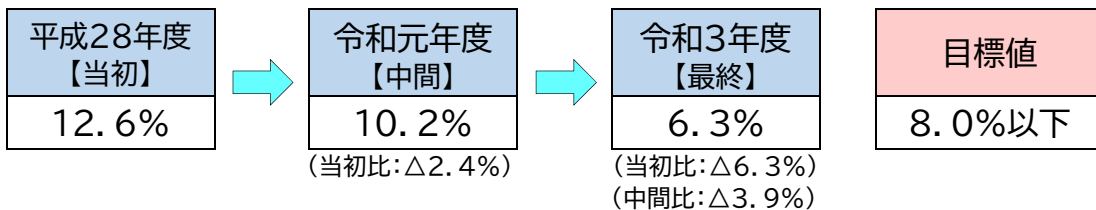
小学校2年生



小学校5年生



中学校2年生



小学校2年生については、平成28年度から令和元年度にかけて2.0%減少し、さらに、令和元年度から令和3年度にかけて2.1%減少しましたが、目標値(5年間で5%程度の減少)には至りませんでした。日本語を母語としない子どもなど、まだ読書をする余裕がない子どもがいることを踏まえると、0%の実現は今後も難しいものと考えられます。

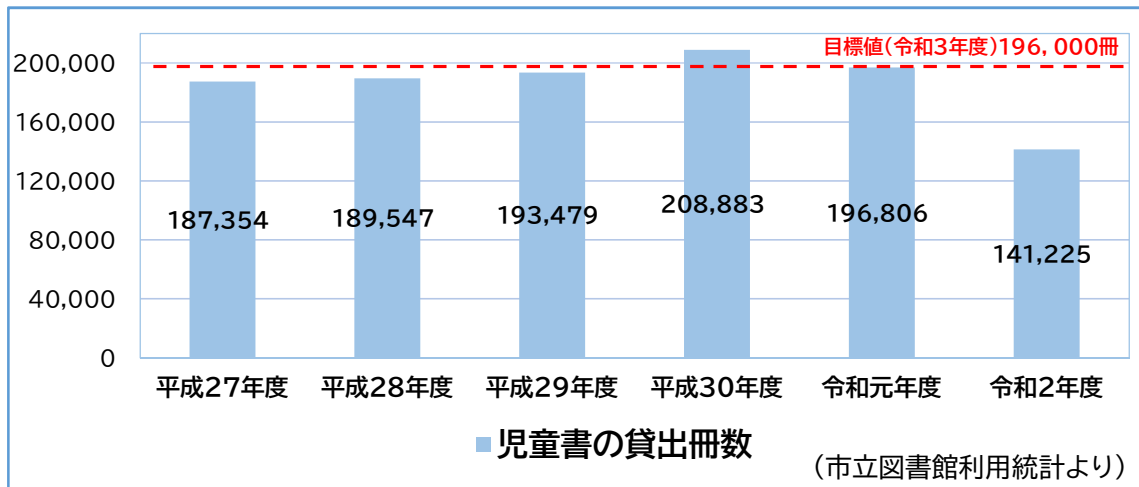
小学校5年生については、平成28年度から令和元年度にかけて3.6%増加し、令和元年度から令和3年度にかけて6.2%減少しましたが、目標値(5年間で5%程度の減少)には至らなかったことから、小学校の低学年から高学年にかけての読書離れに歯止めをかける取組が十分ではなかったものと考えられます。

中学校2年生については、平成28年度から令和元年度にかけて2.4%減少し、さらに、令和元年度から令和3年度にかけて3.9%減少した結果、目標値(5年間で5%程度の減少)を達成することができました。

なお、令和元年度から令和3年度にかけて、いずれの学年も望ましい方向に割合が推移している傾向は、〈数値目標1〉と同様といえます。

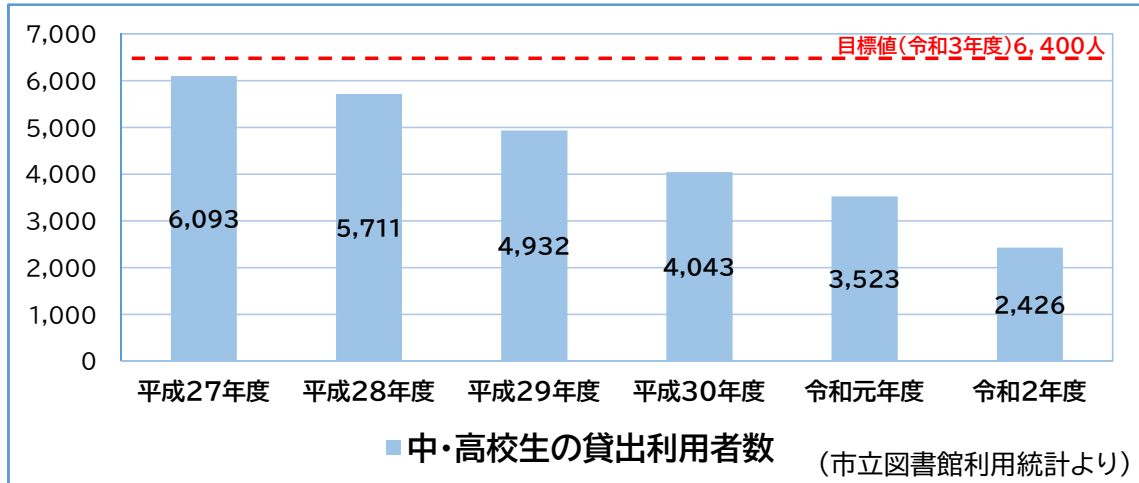
第2章 読書の現状と課題

〈数値目標3〉1年間の市立図書館での児童書の貸出冊数



平成28年度以降、増加傾向が続き、平成30年度と令和元年度は目標値(5年間で5%程度の増加)を超えましたが、令和2年3月から5月までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館等を実施した影響もあり、令和2年度は大幅な減少となりました。

〈数値目標4〉1年間の市立図書館での中・高校生の貸出利用者数



平成28年度以降、減少傾向が続き、目標値(5年間で5%程度の増加)には至らなかったことから、市立図書館の利用を促進する取組が十分ではなかったものと考えられます。なお、令和2年3月から5月までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館等を実施した影響もあり、特に令和2年度は大幅な減少となりました。

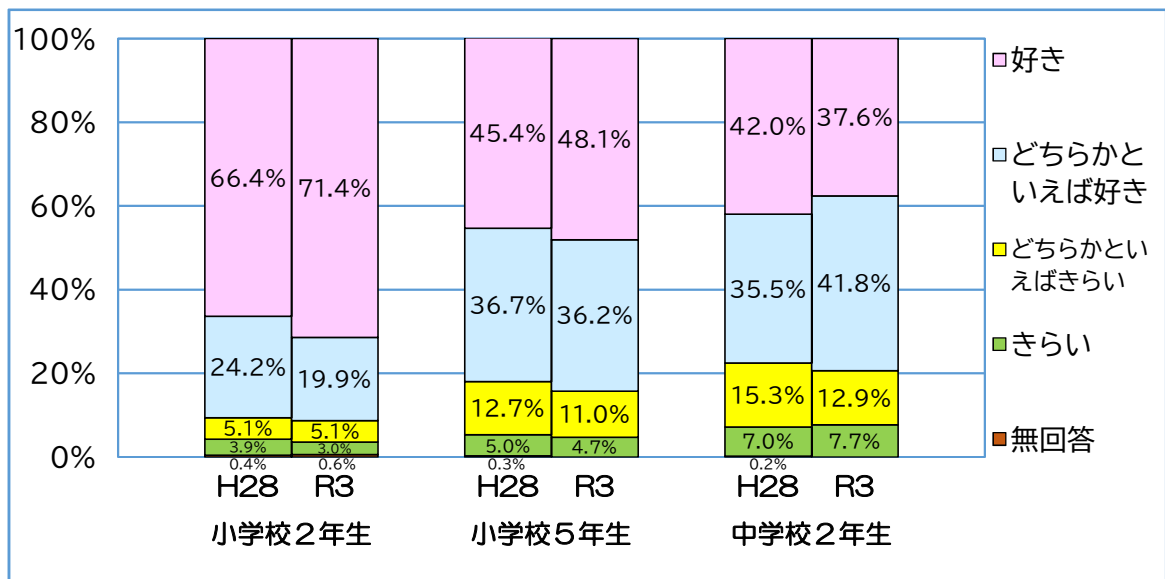
2 「東松山市子どもの読書アンケート」の結果

子どもの読書活動について現状を把握するため、令和3年7月に、全ての東松山市立小学校2・5年生、中学校2年生を対象にアンケート調査を実施しました。

(アンケート回答者数)小学校2年生:702人 小学校5年生:700人 中学校2年生:651人

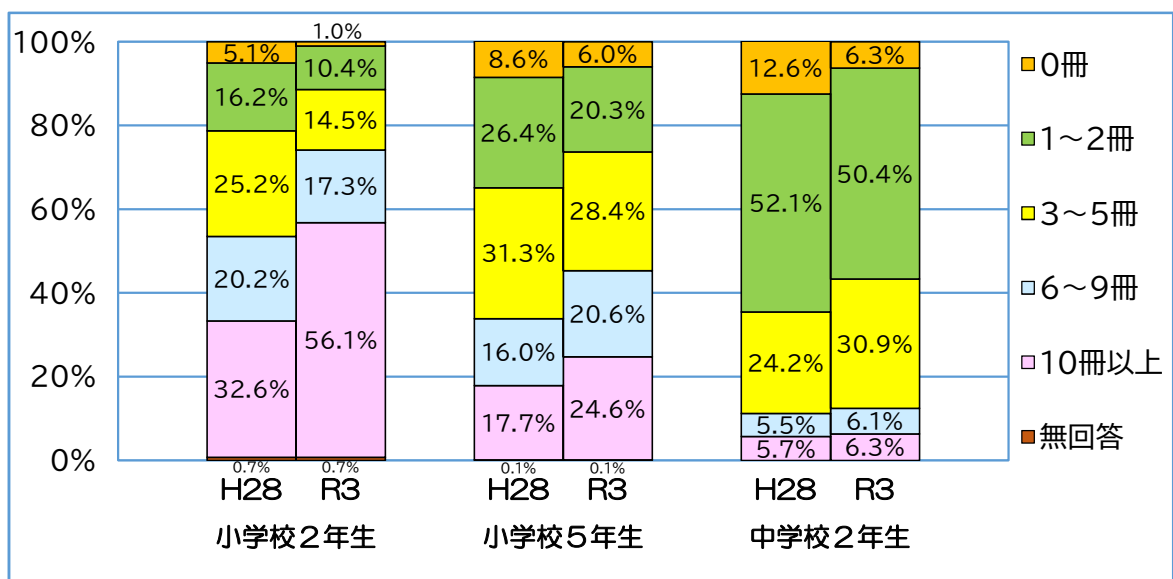
(1) 読書に対する意識(好き・嫌い)

平成28年10月に行った調査の結果と比較すると、いずれの学年も読書が「(どちらかといえば)好き」と回答した割合が増加しています。



(2) 1か月間に読んだ本の冊数 ※読みかけは1冊に数える。教科書・マンガ・雑誌は数えない。

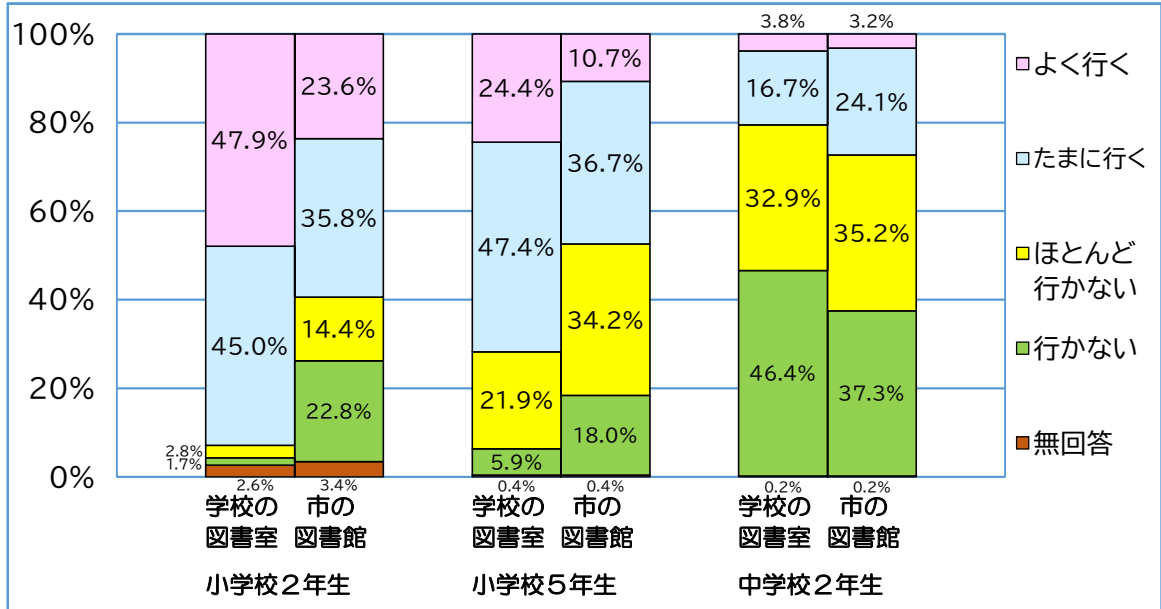
平成28年10月に行った調査の結果と比較すると、いずれの学年も不読率(1か月間に1冊も本を読まない子どもの割合)が減少しています。



第2章 読書の現状と課題

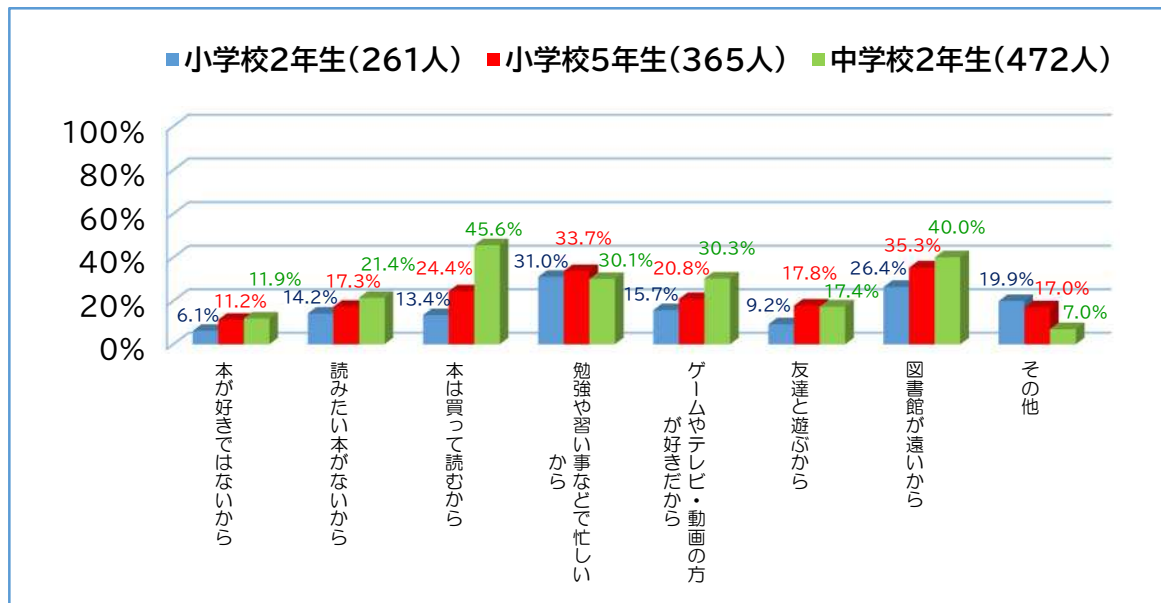
(3) 学校の図書室(学校図書館)、市の図書館の利用状況

学校の図書室、市の図書館のいずれも、学年が上がるにつれて、利用する子どもの割合が減少していく傾向があります。



(4) 市の図書館に(ほとんど)行かない理由 ※当てはまるものを複数選択

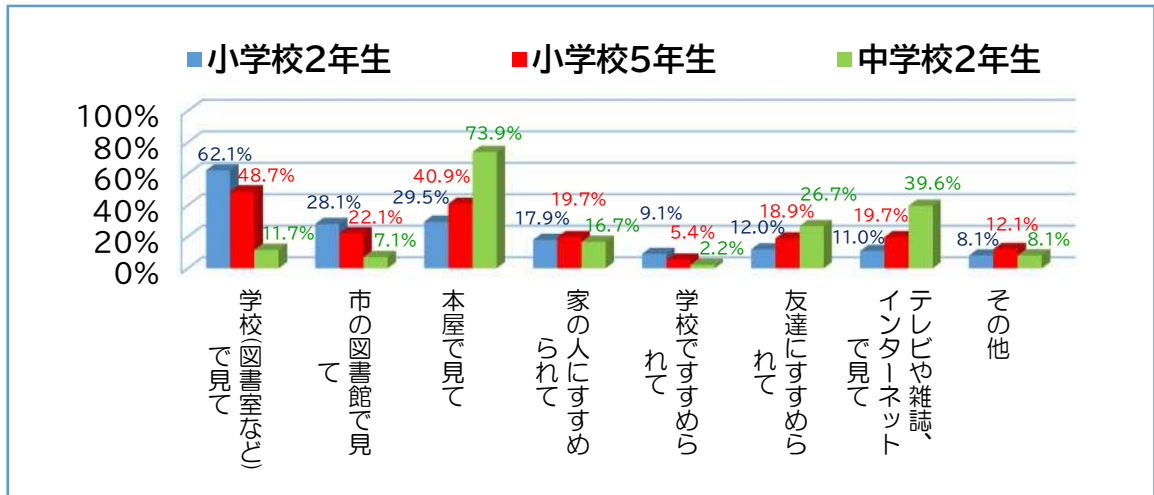
市の図書館に「ほとんど行かない」又は「行かない」と回答した子どもにその理由を尋ねたところ、小学生では、「勉強や習い事などで忙しい」「図書館が遠い」、中学生では、「本は買って読む」「図書館が遠い」が比較的多く選択されました。



第2章 読書の現状と課題

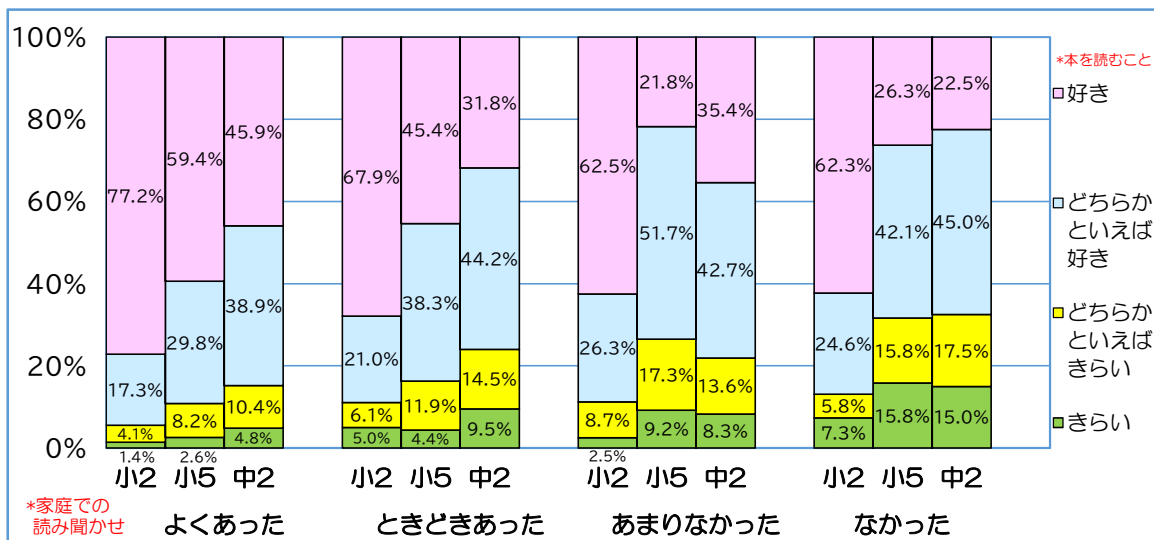
(5) いつも、読む本をどうやって選ぶか ※当てはまるものを複数選択

小学生は、「学校(図書室など)で見て」が最も多く、「本屋で見て」「市の図書館で見て」が続きます。特に、2年生は学校で見て選ぶ傾向が顕著といえます。中学生は、「本屋で見て」が最も多く、「テレビや雑誌、インターネットで見て」「友達にすすめられて」が続きます。学年が上がるにつれて、学校以外で本を選ぶようになる傾向がありますが、市の図書館が十分に活用されていないことが課題といえます。



(6) 読書に対する意識(好き・嫌い)と「家庭での読み聞かせ体験」の関係

いずれの学年も、家の人に本を読んでもらったことが「よくあった」と回答した子どもは、「ときどきあった」「あまりなかった」「なかった」と回答した子どもに比べて、「読書が好き」と回答する割合が多い傾向があります。



第3章 基本方針・施策体系・進行管理

国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成30年度～令和4年度)では、その基本方針において、

- ・ 小学生と中学生の不読率(1か月間に1冊も本を読まない子どもの割合)は、各地域で様々な取組が行われてきたこともあり、中長期的には改善傾向にある。
- ・ 高校生の不読率は依然として高い状況にある。文部科学省の調査研究によると、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書への関心が低くなる者に大別されると考えられる。

ということを踏まえ、

- ・ 子供が発達段階に応じて読書習慣を身に付けられるよう、乳幼児期から、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要である。
- ・ 高校生が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要がある。

としています。

また、国の計画等を踏まえて県が策定した「埼玉県子供読書活動推進計画」(令和元年度～令和5年度)では、その基本方針において、

- ・ 子供が読書習慣を身に付けるためには、子供たちの日常生活(家庭、地域、学校)の中で読書に関心を持つような環境を整えるとともに、子供の発達段階に応じて、読書活動を広げ、読書体験を深める機会を充実させることが重要です。

としています。

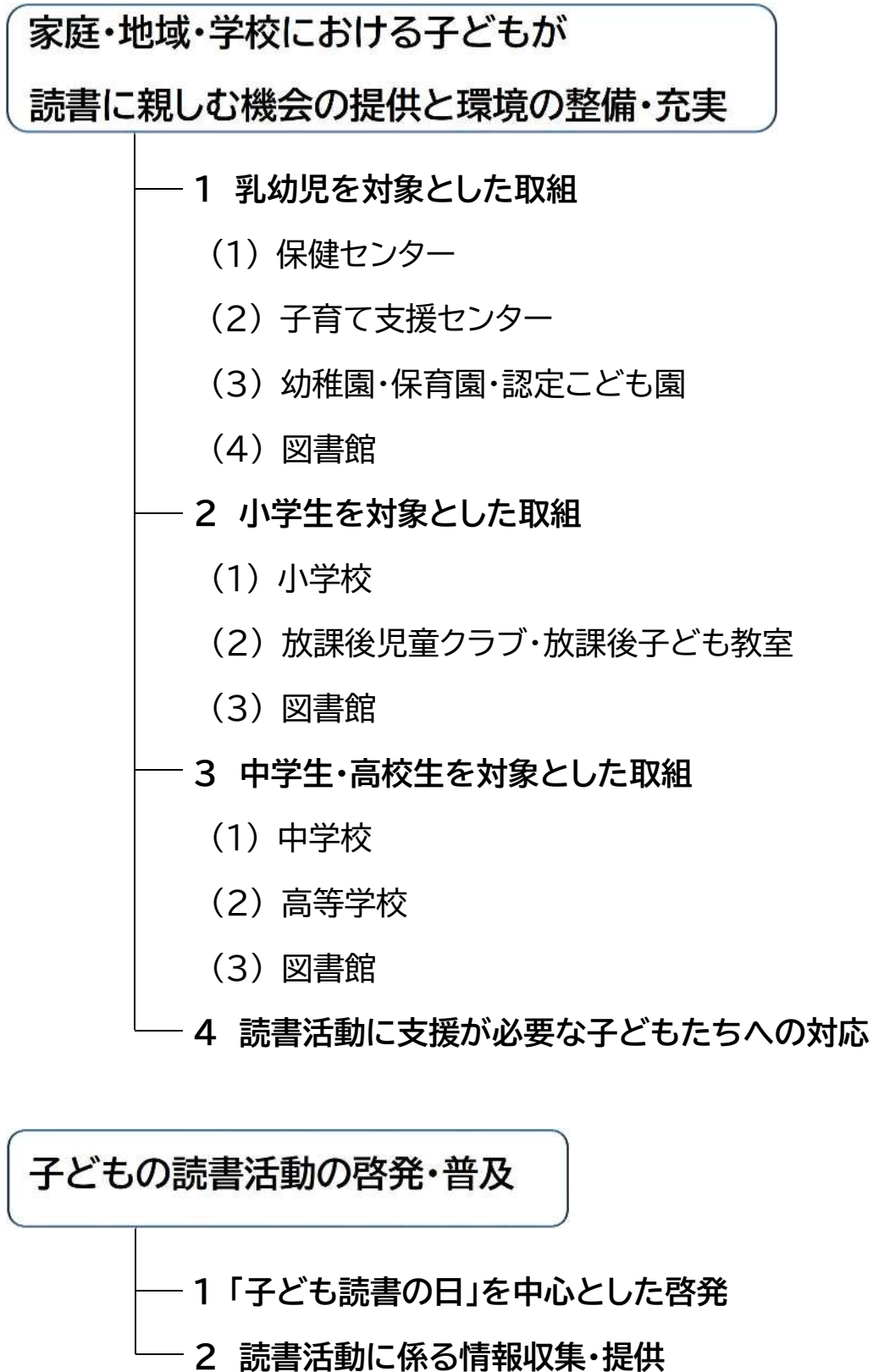
東松山市においても、これまでの取組により、小学生と中学生の不読率が改善傾向にある一方、学年が上がるにつれて、子どもたちが読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、国及び県の計画を踏まえ、次の2つの基本方針を定めます。

1 基本方針

(1) 家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

(2) 子どもの読書活動の啓発・普及

2 施策体系



3 進行管理

(1) 成果目標

計画の推進に当たり、次の4項目を指標として目標値を設定し、定期的に達成度を確認していきます。

① 読書好きの子どもを増やします。

本を読むことが「好き」又は「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合

	現況値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
小学校2年生	91.3%		95.0%
小学校5年生	84.3%	→	88.0%
中学校2年生	79.4%		83.0%

(資料:東松山市子どもの読書アンケート)

② 本を読まない子どもを減らします。

1か月間の読書冊数が0冊の子どもの割合

	現況値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
小学校2年生	1.0%		1.0%以下
小学校5年生	6.0%	→	3.0%以下
中学校2年生	6.3%		5.0%以下

(資料:東松山市子どもの読書アンケート)

③ 市立図書館での児童書の貸出し冊数を増やします。

市立図書館での児童書の貸出冊数(1日あたり)

現況値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
635冊	→	650冊

(資料:市立図書館利用統計)

④ 市立図書館での中・高校生の貸出利用者数を増やします。

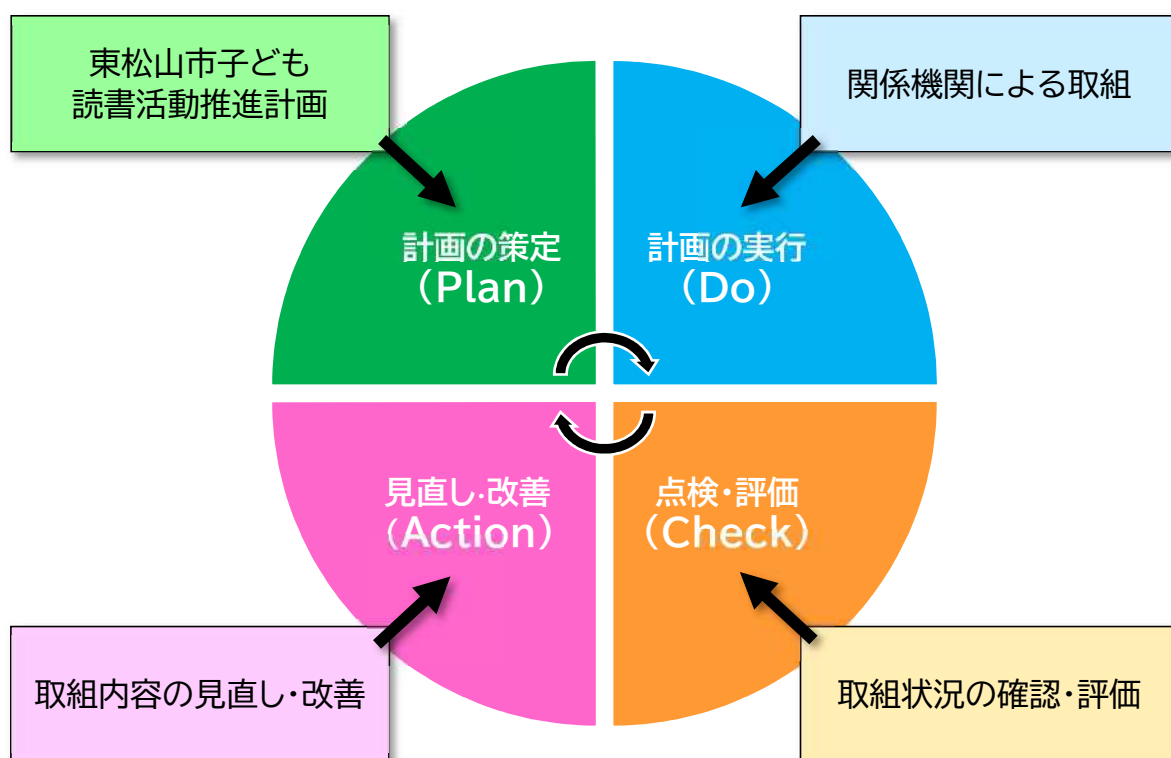
市立図書館での中・高校生の貸出利用者数(1日あたり)

現況値(令和3年度)		目標値(令和8年度)
11人	→	13人

(資料:市立図書館利用統計)

(2) 点検・評価

計画に掲げた施策を効果的に推進するためには、計画の策定(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し・改善(Action)というPDCAサイクルにより、計画の進行管理を行う必要があります。このため、各施策の取組状況を定期的の確認し、成果目標の達成度等により評価します。また、評価の結果を踏まえ、取組内容の見直し・改善を行います。



第4章 読書活動推進のための具体的な方策

I 家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ 機会の提供と環境の整備・充実

1 乳幼児を対象とした取組

(乳幼児期の読書に関する特徴の傾向)

周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語を楽しむようになる。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議(文部科学省設置)論点まとめ」(平成30年3月)より

【現状と課題】

乳幼児期の読み聞かせ体験は、音声知覚能力の向上や言語の習得のみならず、親子の愛着形成など、子どもの発達過程で多くの有用性があることが様々な調査研究で明らかにされています。

また、「東松山市子どもの読書アンケート」において、家の人に本を読んでもらったことが「よくあった」と回答した小・中学生は「読書が好き」と回答する傾向があるとおり、読み聞かせ体験が就学後の読書活動につながります。

現在、市内の幼稚園・保育園・認定こども園においては、いずれも読み聞かせが行われていますが、各園で揃えられる絵本や紙芝居などには限りがあるため、図書館の団体貸出サービスにおいて、各園のニーズに対応する必要があります。

一方、3歳児健診時に図書館で絵本と引換えできるチケットを全ての保護者に配布していますが、引換えを行わない保護者が一定数いることから、子育てに読書を取り入れることの大切さが十分に認識されていないことが懸念されます。このため、子育て世帯に関わる各機関において、読み聞かせ等の機会を提供するとともに、それぞれが連携しながら、家庭への啓発を行うことが必要です。

<取組>

(1) 保健センター

乳児健診時のブックスタート(赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする事業)、3歳児健診時のセカンドブック(市内図書館で絵本と引換えのできるチケットを配布する事業)を子育て支援課・市立図書館と連携して実施することを通じて、絵本を介して乳幼児と保護者が読書に親しむ機会を提供します。



(2) 子育て支援センター

多くの乳幼児(0～3歳)と保護者が利用する子育て支援センターでは、地域のボランティアと連携して、読み聞かせや保護者向けの講座(絵本の紹介など)を定期的に行います。



(3) 幼稚園・保育園・認定こども園

① 読み聞かせの推進

日常の園生活において、絵本や紙芝居などの読み聞かせを推進します。

第4章 読書活動推進のための具体的な方策

② 園ごとの特色ある読書活動の推進

「園児が自由に本を手にとって読む時間の確保」「家庭への本の貸出し」「保護者による読み聞かせ」など、各園において独自の取組を推進します。また、研修会等への参加を通じて、職員が読み聞かせや絵本選びなどのスキルアップを図る機会の確保に努めます。



③ 保護者への啓発

「園だより」や保護者会などを通じて、読書の大切さについて、保護者への啓発を行います。



(4) 図書館

① 本の選定・収集の充実

乳幼児向けの良質な絵本のほか、保護者向けの子育てに関する図書の充実を図ります。また、図書館の資料は、団体貸出を通じて、市内の幼稚園・保育園などに広く活用されていることから、利用する団体のニーズを踏まえ、大型絵本や紙芝居などの収集に努めます。

② 利用支援の充実

乳幼児向け絵本や育児に関する図書や雑誌を集めた「子育て支援コーナー」を充実させるとともに、各家庭での読み聞かせを推進するため、年齢に応じた絵本リストを配布します。また、子育て中の保護者の図書館利用の促進を図るため、図書館利用者向けの託児サービスを提供します。



第4章 読書活動推進のための具体的な方策

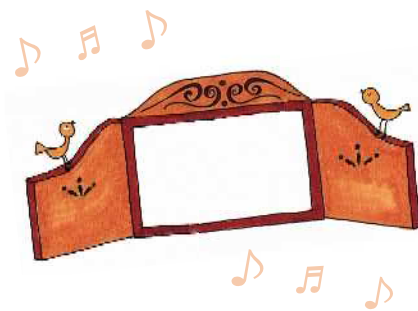
③ 行事の充実

乳幼児向けのおはなし会を定期開催します。また、人形劇や工作教室などのイベントを通じて、家族で図書館に来る機会、楽しみを創出します。



④ 講座の開催

保護者、ボランティア等、子どもの読書活動に関わる人たちを対象とした読み聞かせ講座、本の装備・修理講座などを開催します。



⑤ 関係機関との連携

ブックスタートにおいて読み聞かせを行うボランティアの調整や研修などを行います。また、幼稚園・保育園・認定こども園の図書館訪問を積極的に受け入れ、園児が図書館で読み聞かせや、自由に本を選ぶことの楽しさを実感する機会を創出します。



2 小学生を対象とした取組

(小学生の読書に関する特徴の傾向)

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める。一方、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議(文部科学省設置)論点まとめ」(平成30年3月)より

【現状と課題】

「東松山市子ども読書活動推進計画」(平成29年度～令和3年度)の期間において、小学校では、学校司書の配置が進み、司書教諭と連携しながら学校図書館の環境整備が推進されました。また、市立図書館では、小学生向けおすすめ本リストの配布や、読書記録を貯める読書通帳の取組を新たに開始しました。

平成28年度と令和3年度の「東松山市子どもの読書アンケート」の結果を比較すると、読書が好きな小学生の割合、小学生が1か月間に読んだ本の冊数のいずれもが増加しています。このことは、これまでの5年間の取組が子どもの読書活動推進に寄与したものと考えられます。

一方、同アンケートでは、学年が上がるにつれて、子どもたちが学校以外で本を選ぶようになることが把握されますが、「市の図書館で見て」選ぶ割合は減少していく傾向があります。小学生が図書館に行かない理由としては「勉強や習い事などで忙しい」「図書館が遠い」が多く選ばれていることから、本を選ぶ場所として図書館が利用されるよう児童の興味を喚起し、また、保護者の理解を得ることが必要と考えられます。

また、小学校では、学習指導要領の改訂(令和2年度より全面実施)に伴い授業時数が増加しており、児童が本に親しむ時間を確保していくことが課題といえます。こうした中、各校では様々な工夫を行っているため、有効な取組については学校間で情報を共有しながら、全市的に推進していくことが必要です。

<取組>

(1) 小学校

① 学校図書館の充実

国が示した「学校図書館図書標準」に見合う蔵書数を維持するとともに、図書の更新や拡充を継続します。また、児童が利用しやすい環境整備を進め、「おすすめ図書コーナー」を設置するなど、本と出会う機会を創出します。



学校図書館（おすすめ本コーナー）

② 朝の読書活動の推進

日常の学校生活の中で児童が読書習慣を身に付けていけるよう、授業前の朝の時間帯などを活用した読書活動を推進します。

③ 学校ごとの特色ある読書活動の推進

学級文庫の設置、「図書だより」の発行、図書委員会や学校応援団(ボランティア)の活動など、学校ごとの特色ある取組を推進します。

第4章 読書活動推進のための具体的な方策

《「東松山市子どもの読書アンケート」において「読書が好き」と回答した児童数が特に多かった小学校の取組事例》

【図書室(学校図書館)イベント】

○児童の読書数を反映させる掲示物を季節ごとに設置する。

例:「菜の花畑に蝶を飛ばそう」(5冊読んだら色画用紙で作った蝶をもらえ、花畑が描かれた模造紙の好きな場所に貼っていく)

「カエルの傘を増やそう」(5冊読んだら色画用紙で作った傘をもらえ、カエルが描かれた模造紙の好きな場所に貼っていく)

○菜を進呈する(10冊読んだら図書室のカウンターでもらえる)。

【児童図書委員会の取組】

○給食中の「お昼の校内放送」で、本を紹介する(一部音読する)。

○(屋外活動ができない)雨の日に、低学年の教室で読み聞かせをする。

【学校応援団(読み聞かせボランティア)の活動】

○毎週火曜日、授業前の朝の時間帯に、1～3学年の全クラスで読み聞かせを行う。

○「おはなししんぶん」を発行する。

【その他】

○朝礼で体育館に集合する時や健康診断など、待ち時間がある時に、各自が本を用意しておき、開始時刻まで読書をする。



④ 保護者への啓発

「学校だより」やノーゲームデーなどを通じて、読書の大切さについて、保護者への啓発を行います。

(2) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

児童が放課後を過ごす放課後児童クラブ(学童保育)や放課後子ども教室では、図書館の団体貸出を活用するなど、読書環境を整備し、本に触れる機会を確保します。

(3) 図書館

① 本の選定・収集の充実

小学生向けの良質な児童書のほか、百科事典など調べ学習を支援する資料の充実を図ります。

② 利用の支援

低・中・高学年それぞれに応じたブックリストと読書通帳を配布し、読書への興味・意欲を喚起します。また、調べ学習などのレファレンスに積極的に応じます。



第4章 読書活動推進のための具体的な方策

③ 行事の充実

低学年向けのおはなし会を定期開催し、「かがくあそび」や工作教室などのイベントを通じて、読書に親しみ、好奇心を育む機会を提供します。また、学校以外で本を選ぶようになる中・高学年を対象としたイベントを開催し、図書館利用のきっかけを創出します。



工作教室



バルーンアート



好きな本の登場人物を描こう



かがくあそび（藍染チャレンジ）

④ 団体貸出の推進

児童がいろいろな本と出会う機会を増やすため、全ての小学校に図書館の本を定期配送します。また、各学校の授業を支援するため、学校指定のテーマや課題に応じた図書を随時貸し出します。



小学校に定期配送する本

第4章 読書活動推進のための具体的な方策

⑤ 関係機関との連携

小学校の図書館見学を積極的に受け入れ、児童が図書館に興味・関心を持つよう工夫することで、その後の図書館利用を推進します。また、図書館職員が小学校を訪問し、ブックトーク(1つのテーマに沿って複数の本を紹介するもの)やストーリーテリング(本を持たずに昔話などの物語を語り聞かせるもの)を交えて児童の好奇心を高め、図書館の利用を案内する出前授業を行います。

各小学校の学校応援団(ボランティア)に対しては、読み聞かせ講座、本の装備・修理講座などを開催して活動を支援します。

また、図書館のリサイクル図書を各関係機関へ提供します。



図書館見学



図書館見学 (市立図書館バックヤード)



出前授業 (読み聞かせ体験)



出前授業 (図書館の利用案内)



読み聞かせ講座



本の装備・修理講座

3 中学生・高校生を対象とした取組

(中学生の読書に関する特徴の傾向)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

(高校生の読書に関する特徴の傾向)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議(文部科学省設置)論点まとめ」(平成30年3月)より

【現状と課題】

平成28年度と令和3年度の「東松山市子どもの読書アンケート」において、中学校2年生の結果を比較すると、不読率が12.6%から6.3%に減少しています。現在、市内全ての中学校では、授業前の「朝読書」を実施しており、こうした取組が、読書習慣の形成に寄与しているものと考えられます。

一方、中学生の本の選び方については、同アンケートにおいて、「本屋で見ても(73.9%)」、「テレビや雑誌、インターネットで見ても(39.6%)」、「友達にすすめられて(26.7%)」が比較的多く、「市の図書館で見ても」は7.1%と低い状況です。中学生が図書館に行かない理由としては「本は買って読むから」「図書館が遠い」が多く選ばれており、本を選ぶ場所として図書館がより利用されるような働きかけが必要と考えられます。

また、学校図書館に「よく(たまに)行く」割合は、小学校5年生から中学校2年生にかけて大きく減少(71.8%→20.5%)していることから、中学校の学校図書館が十分に活用されていないことが課題といえます。

高校生については、平成28年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」(文部科学省)によると、4割以上が「平日に読書を全くしない」と回答しており、読まない理由としては「他の活動等で時間がなかったから」が多く選ばれていることから、高校生が多忙の中でも読書に関心を持つようなきっかけを作り出すことが必要と考えられます。



<取組>

(1) 中学校

① 学校図書館の充実

国が示した「学校図書館図書標準」に見合う蔵書数を維持するとともに、図書の更新や拡充を継続します。また、生徒が利用しやすい環境整備を進め、「梶田隆章文庫」を活用するなど、本と出合う機会を創出します。

② 朝の読書活動の推進

日常の学校生活の中で生徒が読書習慣を身に付けていけるよう、授業前の朝の時間帯など活用した読書活動を推進します。

③ 学校ごとの特色ある読書活動の推進

読書週間に「生徒同士でおすすめ本を紹介し合う」イベントを実施するなど、学校ごとの特色ある取組を推進します。

④ 保護者への啓発

「学校だより」やノーゲームデーなどを通じて、読書の大切さについて、保護者への啓発を行います。

(2) 高等学校

① 学校図書館の充実

図書館司書が図書委員等と連携して、生徒が利用しやすい環境整備を進めます。また、図書委員による本の紹介や、授業や学校行事に関連した図書を展示するなど、生徒が本と出合う機会を創出します。



② 学校ごとの特色ある読書活動の推進

学校内でビブリオバトル(知的書評合戦)を開催し、各クラスのチャンプ本を学校図書館で紹介するなど、学校ごとの特色ある取組を推進します。

第4章 読書活動推進のための具体的な方策



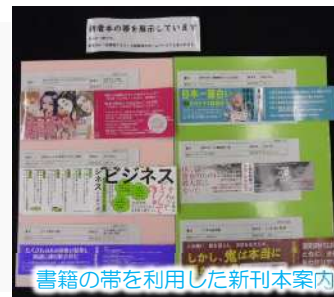
(3) 図書館

① 本の選定・収集の充実

中学生・高校生のニーズに対応した本の選定・収集を行い、ティーンズコーナーの充実を図ります。

② 利用の支援

中学生・高校生が多く利用する読書室で、ティーンズ向けの新刊本を紹介するなど、読書への興味・意欲を喚起します。また、インターネットによる情報発信を充実させます。



③ 関係機関との連携

ティーンズ向けイベントとして、中学校・高等学校に参加を呼びかけ、ビブリオバトルを開催し、読書に関心を持つ機会を創出します。

各中学校の学校応援団(ボランティア)に対しては、本の装備・修理講座などを開催して活動を支援します。

また、中学生社会体験チャレンジ事業や、高校生等の夏のボランティア体験受入れを実施することで、図書館への興味・関心の向上を図ります。



4 読書活動に支援が必要な子どもたちへの対応

【現状と課題】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行(平成28年4月)により、障害者への合理的配慮の提供が義務付けられ、全ての子どもたちが読書に親しめる環境づくりが求められています。くわえて、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行(令和元年6月)により、図書館においては、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実や円滑な利用のための体制の整備が行われるように、必要な施策を講ずるものとしています。

また、日本語を母語としない子どもについても、読書活動が推進されるよう配慮する必要があります。

<取組>

(1) 資料の充実

大活字図書(大きな文字で印刷された本)・点字図書等の利用しやすい書籍を充実させるなど、視覚に障害のある子どもなどの読書環境の整備を行います。

(2) 多文化・多言語サービスへの取組(市立図書館)

日本語を母語としない子どもたちの図書館利用が推進されるよう、外国語資料や多文化に配慮した資料の収集に努めます。



Ⅱ 子どもの読書活動の啓発・普及

1 「子ども読書の日」を中心とした啓発

【現状と課題】

「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)、及び「読書週間」(10月27日～11月9日)について、ポスターやチラシ、協賛行事等で周知を行ってきましたが、家庭・地域・学校が一層連携し、子どもの読書意欲を高める機会としていくことが必要です。



<取組>

(1) ホームページや市広報紙への掲載

「子ども読書の日」などに合わせて、ホームページや市広報紙、学校だより、図書館だより等を通じて、家庭への啓発を行います。

(2) 協賛行事の実施

家庭・地域・学校が子どもの読書活動についての関心と理解を深め、多くの子どもが本に親しむ機会となるよう、関係機関が連携してイベントを実施するなど、協賛行事を充実させます。

図書館レストラン特別メニュー

ふうとはなの大根サラダ

14 ひきのかぼちゃコロツケ

14 ひきのキノコスープ



2 読書活動に係る情報収集・提供

【現状と課題】

子どもの読書活動は、関係施設で様々な取組が実施されていますが、施設間の情報共有は一部に限られていることから、図書館が中心となって情報を収集し、子どもの読書活動推進に資する情報の共有を推進することが必要です。

また、スマートフォンの普及など、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化している中、国において、電子書籍を活用した子どもの読書活動推進の先事例等について調査分析を行っていることから、そうした情報を収集・研究しながら、今後の取組に活用していく必要があります。

<取組>

(1) 各種研修への参加

図書館の職員は、埼玉県図書館協会などが開催する研修会への参加を通じて、本計画に定める取組を効果的に推進するための知識・技能の習得や情報の収集に努めます。

(2) 関係施設間の情報の共有

読書活動に関する新たな取組などの情報を図書館が収集し、関係施設間の共有を推進します。

(3) 読書活動に関する情報の提供

ホームページや市広報紙、市立図書館で発行している「図書館だより」、関係施設の刊行物等を有効に活用し、子どもと保護者に読書活動に関する情報を提供します。

(4) 郷土の児童文学「天の園」などの普及

東松山市を舞台に描かれた郷土の児童文学「天の園」(著者:打木村治)が多くの子どもたちに親しまれるよう、図書館内に「天の園」コーナーを設置し、紙芝居や人形劇などの活動を行うボランティア団体と連携しながら普及を図ります。また、地域に伝わる昔話などを通じて、子どもたちの郷土への関心を喚起します。



子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の

習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

東松山市子ども読書活動推進懇談会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する子ども読書活動の推進に当たり、有識者及び市民から意見又は助言を求めるため、東松山市子ども読書活動推進懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保育関係者東松山市子ども読書活動推進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども読書活動推進に関し、東松山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 保育関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市立図書館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

策定経過

月 日	会 議 名 等	内 容
令和3年7月	「東松山市子どもの読書アンケート」の実施	東松山市立小学校2・5年生、中学校2年生を対象にアンケート調査を実施
7月12日	第1回子ども読書活動推進懇談会	第1次計画(平成29年度～令和3年度)の期間における取組状況等を報告
7月27日	第1回図書館協議会	第1次計画(平成29年度～令和3年度)の期間における取組状況等を報告
10月12日	第2回子ども読書活動推進懇談会	「東松山市子どもの読書アンケート」の結果報告、計画の素案について意見聴取
10月27日	第2回図書館協議会	「東松山市子どもの読書アンケート」の結果報告、計画の素案について意見聴取
11月19日	第3回子ども読書活動推進懇談会	計画案について意見聴取
12月24日	教育委員会会議	計画案について報告
12月27日 ～1月17日	パブリックコメント手続実施	意見0件
令和4年 2月1日	第3回図書館協議会	計画案について意見聴取
2月14日	教育委員会会議	計画案を議案提出・議決

東松山市図書館協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
会 長	金子 恒雄	社会教育委員
副 会 長	室田 朱実	宮城教育大学大学院研究協力員
学校教育関係	大澤 光子	松山南幼稚園長
	大木 聖子	松山第二小学校長
	清水 典子	埼玉県立松山高等学校主任司書
社会教育関係	杉田 秀子	図書館ボランティア(つくしんぼの会)
学識経験者	亀山 俊明	元高坂小学校PTA会長
	民本 圭子	さいたま文学館図書室司書 元埼玉県立熊谷図書館副館長

計画策定時現在

東松山市子ども読書活動推進懇談会参加者名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
保育関係者	石塚 真歩	東松認定こども園げんき
学校関係者	白川 和美	野本小学校図書主任
	河野 俊介	北中学校図書主任
	篠山 亜美	埼玉県立松山女子高等学校司書
関係団体代表者	藤井 晶子	ブックスタートボランティア
学識経験者	渋谷 右	元児童図書出版社
庁内関係課	宮田 洋子	障害者福祉課主査
	大久保 明咲	健康推進課保健師
	原 剛	学校教育課副主幹
	岡部 成志	生涯学習課主幹兼主任社会教育主事
	小谷野 恵理子	子育て支援課副主幹
	菊池 奈緒子	保育課(まつやま保育園)主査

計画策定時現在

第2次東松山市子ども読書活動推進計画(令和4年度～令和8年度)

令和4年2月策定

編集・発行 東松山市教育委員会(生涯学習課市立図書館)

〒355-0015 東松山市本町 2-11-20

TEL 0493-22-0324

FAX 0493-22-0064